

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松野町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松野町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。 また、出生児の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>3 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務 健康増進事業は、市内に住所を有する成人個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは住民基本台帳に記録されている者をいう。 健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施の指示に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 ・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ・新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	1 健康管理システム 2 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
訪問記録ファイル、妊婦健診ファイル、乳幼児健診ファイル、健診希望ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事」であって、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2、16の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) : 上記番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松野町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松野町総務課 郵便番号: 798-2192 住所: 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地 電話番号: 0895-42-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松野町総務課 郵便番号: 798-2192 住所: 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地 電話番号: 0895-42-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 久保田忠	保健福祉課長 上本恵子	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月20日時点	平成29年6月21日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月20日時点	平成29年7月28日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表第一(10の項、49の項、76の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項)(別表第二における情報照会の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条、第19条、第30条、第39条、第44条	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項)(別表第二における情報照会の根拠): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項): 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供): 第19条、第30条、第44条(情報照会): 第12条の3、第13条、第13条の2、第39条	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 上本 恵子	保健福祉課長	事後	様式変更による
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月21日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月28日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月14日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年12月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 予防接種に係る事務予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 また、高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 (以下省略)	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 (以下省略)	事前	データ標準レイアウト改版による特定個人情報の追加
令和2年12月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条、第67条の2	事前	データ標準レイアウト改版による特定個人情報の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供):第19条、第30条、第44条 (情報照会):第12条の3、第13条、第13条の2、第39条	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第一欄(情報照会者)及び第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等特別措置法による」が含まれる項(115の2の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) :上記番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事前	データ標準レイアウト改版による特定個人情報の追加
令和2年12月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	時点修正
令和2年12月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記
令和3年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3 中間サーバ	1 健康管理システム 2 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記
令和3年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	事後	新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記
令和3年6月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第一欄(情報照会者)及び第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事」であって、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による」が含まれる項(16の2、16の3の項)	事後	情報提供の根拠の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康管理システム 2 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3 中間サーバ 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 サービス検索・電子申請機能	事後	新たに生じる特定個人情報の取扱いを追記
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一(10の項、49の項、76の項、93の2の項) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	時点修正
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検[] 内部監査[] 外部監査[]	自己点検[○] 内部監査[○] 外部監査[]	事後	評価の見直し
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による」が含まれる項(102の2の項)	事前	データ標準レイアウト改版